

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和6年 第5回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和6年10月14日（月）午前8時50分 開会 午前9時15分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 者 名	選管委員 森谷委員長、高橋委員、西原委員、近藤委員 事務局 坂本事務局長、宍戸事務局次長、榎本書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	(1) 委員長挨拶 (2) 議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録（選挙時登録）について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について (3) 審議結果 ・議案第1号から議案第4号まで原案どおり議決。 (4) その他 ・令和6年度補正予算（衆議院議員選挙に要する経費）を説明。
会 議 資 料	令和6年第5回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	■ 有 （ □全文筆記 ■要点筆記 ） □ 無
備 考	

令和6年 第5回選挙管理委員会会議録

会議日時	令和6年10月14日(月) 午前8時50分開始 午前9時15分閉会	場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出席委員 の氏名	森 谷 重 俊 高 橋 直 司 西 原 沙智恵 近 藤 優 子	委員会に 参与した 書記等の 氏 名	坂本事務局長 宍戸事務局次長 榎本書記
欠席委員 の氏名	無し		
付 議 事 件	議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(選挙時登録)について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について		
議 事 の 経 過			
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号から議案第4号まで原案どおり議決。 ・その他として、令和6年度補正予算(衆議院議員選挙に要する経費)を説明。 			

令和6年

第5回選挙管理委員会議案

日時 令和6年10月14日（月）
午前9時00分

場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件名	頁数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（選挙時登録）について	2
議案第 3 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、 6分の1の数及び3分の1の数について	3
議案第 4 号	選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について	5

議案第1号

選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

記

1	死亡	（公職選挙法第28条第1号）	18人	男	10人
				女	8人
2	転出後4箇月経過者	（公職選挙法第28条第2号）	11人	男	4人
				女	7人
			<u>計</u>		<u>29人</u>

抹消者氏名 別冊のとおり

令和6年10月14日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷重俊

議案第2号

選挙人名簿の登録（選挙時登録）について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙時登録日（令和6年10月14日）に次の者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録する。

記

1	転入者	19人	男	9人
			女	10人
2	新有権者	7人	男	3人
			女	4人

計 26人

登録者氏名 別冊のとおり

令和6年10月14日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷 重俊

議案第3号

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

令和6年10月14日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりである。

記

別紙のとおり

令和6年10月14日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷 重俊

参 考

地方自治法

第74条第1項	条例の制定又は改廃請求	50分の1
第75条第1項	監査の請求	50分の1
第76条第1項	議会の解散請求	3分の1
第80条第1項	議員の解職請求	3分の1
第81条第1項	長の解職請求	3分の1
第86条第1項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3分の1

市町村の合併の特例に関する法律

第4条第1項及び第5条第1項	合併協議会設置の請求	50分の1
第4条第11項及び第5条第15項	合併協議会設置協議の投票の請求	6分の1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項	教育長又は教育委員の解職請求	3分の1
--------	----------------	------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

湧別町選挙管理委員会

委員長

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 136人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 1,132人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 2,264人 |

議案第4号

選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を湧別町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったときに、湧別町選挙人名簿から抹消する。

記

転出後4箇月経過予定者（公職選挙法第28条第2号）	1人	男	0人
		女	1人

抹消予定者氏名 別冊のとおり

令和6年10月14日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷重俊

理由

他の市町村へ転出後4箇月が経過した者については、4箇月経過後において選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うのが原則であるが、告示日の翌日から選挙の期日までの間に4箇月が経過する者については、期日前投票所又は投票所の投票開始時刻前に毎日委員会を開催し、抹消の議決を行わなければならないことになるため、総務省通達に基づき、未だ4箇月を経過していない者について、4箇月を経過するに至ったときに選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うものであり、当該議決の効果は、当該4箇月を経過するに至ったときに生じるものである。

○今後の各種会議日程について

・令和6年 第6回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和6年10月15日(火) 午後5時15分
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序の決定について